

笠間市告示第811号

平成28年第4回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年11月24日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成28年12月1日（木）

2 場 所 笠間市議会議場

平成28年第4回笠間市議会定例会会期日程

月　日	曜　日	会　議　名	議　事　事
12月1日	木	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔議案質疑通告締切（午前中）〕 〔一般質問通告締切（午前中）〕
12月2日	金	休　会	議案調査
12月3日	土	休　会	
12月4日	日	休　会	
12月5日	月	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会開催〕
12月6日	火	休　会	議事整理
12月7日	水	休　会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
12月8日	木	休　会	常任委員会（建設土木）
12月9日	金	休　会	議事整理
12月10日	土	休　会	
12月11日	日	休　会	
12月12日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
12月13日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
12月14日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
12月15日	木	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会開催〕

平成 28 年第 4 回  
笠間市議会定例会会議録 第 1 号

平成 28 年 12 月 1 日 午前 10 時 00 分開会

出席議員

議長	22 番	藤枝	浩君
副議長	10 番	野口	圓君
	1 番	田村	泰之君
	2 番	村上	寿之君
	3 番	石井	栄君
	4 番	小松崎	均君
	5 番	菅井	信君
	6 番	畠岡	洋二君
	7 番	橋本	良一君
	8 番	石田	安夫君
	9 番	蛇澤	幸一君
	11 番	飯田	正憲君
	12 番	西山	猛君
	13 番	石松	俊雄君
	14 番	海老澤	勝君
	15 番	萩原	瑞子君
	16 番	横倉	きん君
	17 番	大貫	千尋君
	18 番	大関	久義君
	19 番	市村	博之君
	20 番	小蘭江	一三君
	21 番	石崎	勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	久須美忍君

教 育 長	今 泉 寛	君
市 長 公 室 長	藤 枝 泰	文 君
總 務 部 長	塩 畑 正	志 君
市 民 生 活 部 長	山 田 千	宏 君
福 祉 部 長	鷹 松 丈	人 君
保 健 衛 生 部 長	打 越 勝	利 君
産 業 経 済 部 長	米 川 健	一 君
都 市 建 設 部 長	大 森 満	君
上 下 水 道 部 長	鯉 渕 賢	治 君
市 立 病 院 事 務 局 長	友 水 邦 彦	君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子	君
消 防 長	水 越 均	君
笠 間 支 所 長	大 月 弘 之	君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則	君

---

#### 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	飛 田 信 一
議 会 事 勿 局 次 長	渡 辺 光 司
次 長 補 佐	堀 越 信 一
主	若 月 一
主	神 長 利 久

---

#### 議 事 日 程 第 1 号

平成 28 年 1 月 1 日 (木曜日)

午 前 10 時 開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 請願・陳情について
- 日程第 5 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて
- 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて
- 諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて
- 諮問第 7 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて

- 日程第6 議案第98号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第99号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第100号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第101号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第102号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第103号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第104号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第105号 笠間市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第106号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）  
議案第107号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森スカイロッジ）  
議案第108号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）  
議案第109号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 日程第15 議案第110号 工事請負契約の締結について（岩間地区地域交流センター新築工事）
- 日程第16 議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）  
議案第112号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第113号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第114号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第115号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第116号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第117号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）  
議案第118号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第119号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について

日程第 5	諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて
	諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて
	諮問第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて
	諮問第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて
日程第 6	議案第 98 号	笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 99 号	笠間市税条例等の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 100 号	笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 101 号	笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 102 号	笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 103 号	笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 104 号	北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 105 号	笠間市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 106 号	指定管理者の指定について (笠間市いこいの家「はなさか」)
	議案第 107 号	指定管理者の指定について (あたご天狗の森スカイロッジ)
	議案第 108 号	指定管理者の指定について (あたごフォレストハウス)
	議案第 109 号	指定管理者の指定について (あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ)
日程第 15	議案第 110 号	工事請負契約の締結について (岩間地区地域交流センター新築工事)
日程第 16	議案第 111 号	平成28年度笠間市一般会計補正予算 (第 6 号)
	議案第 112 号	平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
	議案第 113 号	平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
	議案第 114 号	平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算 (第 2 号)
	議案第 115 号	平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
	議案第 116 号	平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
	議案第 117 号	平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算 (第 2 号)
	議案第 118 号	平成28年度笠間市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
	議案第 119 号	平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号)

---

午前10時00分開会

## 開会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

## 市長挨拶

○議長（藤枝 浩君） ここで、山口市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成28年第4回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともご多忙のところ定例会にご出席を賜り、御礼申し上げる次第であります。

さて、最近の地方を取り巻く状況でございますが、10月27日に行われた国と地方の協議の場において、国の平成29年度予算編成に対し、地方6団体からの申し入れを行ったところでございます。

この中において、まず、地方の安定的な財政運営の確保として、今後社会保障関係費がますます増加し、さらに少子化対策などの新たな経費が必要になることなどを踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること、地方交付税については、引き続き地方の財源保障と財政調整のため、機能が発揮できるようその総額を確保すること、財政調整基金などの積立金の増減による地方の歳出削減は行わないことなどを要望したところでございます。

そしてこのほかにも、近年頻発している大規模な地震や集中豪雨に対する防災・減災対策を推進すること、消費税、地方消費税の引き上げ延期に伴い、地方において既に実施している社会保障施策に対する財源をしっかりと確保すること、ゴルフ場利用税の堅持を初め、平成28年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置の延長などを、地方税財源についてはしっかりと確保すること、学校教育において、教育現場においては特

別な配慮を必要とする児童生徒が増加するなどの課題に対処できるよう、教職員の定数と財源の充実確保を図ることなどの要望をしたところでございます。

あわせて、地方創生、地方分権改革の推進についての申し入れも行ったところでございまして、平成28年度の地方財政計画に計上された、まち・ひと・しごと創生事業1兆円を拡充・継続すること、平成28年度に創設された地方創生交付金については、その総額をしっかりと確保するとともに、その他の補助金についても地方の新たな発想や創意工夫を生かせるよう要件の緩和や手続の簡素化など、弾力的な取り扱いを求めるここと、また、地方創生の推進に向け、国と地方が互いに協力し、必要な取り組みを行っていくために、東京圏への一極集中を是正するため、地方への人の流れを生みだし、安定的な雇用の場を創出するため、強力な地域経済対策を進めること、海外からの訪日客を地方に誘致するため、貴重な地域資源を掘り起こし、磨き上げ、そして世界に向けて発信していくことなどを求めたところでございます。

質の高い公共サービスを継続的に維持するため、また、笠間市創生総合戦略に基づくさまざまな取り組みをさらに推進していくためには、国、県の支援・協力が不可欠でございますので、来年度予算の動向については今後ともしっかりと注視をしてまいりたいと思います。

次に、今年度の事業の状況について何点かご報告させていただきます。

まず、地方創生に関する取り組みについてでございますが、先月の議会臨時会で補正予算のご承認をいただいた地方創生推進交付金を活用した日本一の栗の産地づくり推進事業と、歴史遺産活用まちづくり推進事業、そして企業版ふるさと納税を活用した遊休農地を活用した笠間の栗生産拡大事業につきましては、先月25日に内閣府から対象事業としての決定がなされました。これらの対象事業は地域再生計画の認定を受け、今月中旬ごろに地方創生推進交付金の交付決定がされる予定でありますので、本格的な事業展開に向けて準備を進めてまいります。

次に、笠間版C C R Cの取り組みについてでありますが、笠間市創生総合戦略の目標である、将来にわたって持続する都市の確立、暮らしと都市経営における笠間モデルの創出の達成に向けたプロジェクトであります笠間版C C R Cの実現に向けて、現在その基本計画の策定を進めておりますが、その骨子案について、先月9日に開催した第2回の笠間市C C R C推進協議会においてご協議をいただいたところでございます。今回いただいた意見をもとに、計画内容の精査を行うとともに、今年度中の事業者選定着手までを目指し、協議会でのさらなる議論を進めてまいります。

また、このほかの笠間版C C R Cにかかる今年度の取り組みでございますが、まず、C C R Cの推進に向けたソフト事業の検討として、生涯を通して学び、地域活性化の担い手として楽しみながら対価を得て働くことができる仕組みづくりを淑徳大学との共同研究により進めしており、この研究の一環として教育機関や企業と連携した産学官連携セミナー

を試行的に来年2月までの6回にわたり実施することとしました。

そして、11月の全協でもご案内させていただきましたが、市民や行政関係者の理解を深め、今後の取り組みを効果的なものとしていくため、本日午後6時20分から友部公民館大ホールにおいて、「笠間版CCCに対する期待」と題した講演会を開催をいたします。笠間版CCCは、今後のまちづくりにおいて重要なプロジェクトでありますので、その実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、本市における原子力災害広域避難計画策定の進捗状況についてでございますが、本年8月に茨城県から県外避難先として示された案に基づき、現在栃木県内の複数の市町と避難先施設を確定するための協議を行っているところでございます。今後、協議が整い次第、それぞれ市町との間で避難先受け入れに関する協定を締結し、県外避難先として位置づけ、原子力災害広域避難計画の策定を進めてまいります。計画策定の進捗状況については、ホームページなどで随時お知らせをしてまいりたいと考えております。

次に、地域交流センターともべについてでございますが、現在年内の完成に向けて工事を進めているところでございます。なお、オープニングセレモニーは1月29日を予定しておりますので、議員各位においてもご出席いただけるようお願いを申し上げたいと思います。

地域交流センターともべについては、地域の代表及び関係者、施設の管理者などで運営協議会を組織し、地域の方のご意見をより多く取り入れながら適切な運営管理をしてまいります。

また、この施設にはカフェや交流ホールなどがあり、これらが市民の集いの場になることはもちろんございますが、友部駅を利用する方々が電車の待ち時間などに利用していくこともできるようにしていきたいと思います。

今後は、地元の農産物を販売する朝市の開催や、地元野菜を使った食事メニューの提供などについても検討を進めているところでございます。

岩間地区の地域交流センターについては、本議会において工事請負契約の議案を提出させていただき、ご承認をいただければ、来年12月のオープンを目指し、工事に着手をしてまいります。

これら地域交流センターは、地域の活動拠点、そして市民や観光客の新たな交流の場としてさまざまな用途でご利用いただくことができますので、ぜひ多くの方々に利用していただき、長く親しまれる施設になるものと期待しております。

次に、空き家対策についてでございますが、空き家等の適正管理を推進するとともに、空き家を活用した移住、定住を促進するための取り組みを進めておりますが、現在までの取り組み状況についてご報告をさせていただきます。

平成25年度から進めている空き家等の適正管理事業につきましては、10月末現在で224件の情報提供に対し、行政指導を行った結果、107件が解決し、そのうち38件が建物の解体

に至っております。なお、残りの117件についても、現在継続して指導を行っている状況であります。空き家バンクにつきましても、10月末現在で43件の登録があり、うち32件が成約している状況でございます。

また、市の空き家対策の基本的な方針を定めた笠間市空き家対策計画についてであります、11月29日に開催した第2回笠間市空き家対策協議会において、計画の素案についてご協議いただきました。今後は、いただいた意見をもとに、さらに内容を精査し、パブリックコメントを実施、また、議会に対してもご説明をさせていただき、今年度末を目標に計画を策定してまいります。

次に、地場産業支援事業についてでございますが、本市の地場産業であります笠間焼の振興のため、笠間焼協同組合と連携しながら国内外における笠間焼の販路拡大に取り組むとともに、茨城県やジェトロ茨城との連携による新商品の開発や販売促進などの事業を展開しておるところでございます。

昨年度から、タイ王国のメーファールアン財団との間で焼き物を通じた相互交流に努めており、今年度はタイ王国からの研修生の受け入れなども行ってまいりました。来年3月からは陶芸家2名を派遣し窯業指導などを行うなど、今後も交流を深めながらタイ王国における販路拡大などにも取り組んでまいりたいと考えております。

また、茨城県の事業ではございますが、県の伝統工芸産業である結城つむぎ、真壁石灯籠、笠間焼の振興を図るため、これら工芸品を県内のホテルや旅館で販売する取り組みが始められたところでございます。

さらに、来年度には、県、地元3市それぞれの組合が共同して設立する茨城県伝統工芸品産地交流促進協議会を母体に、地域消費者機能を持たせたプラットフォームを構築し、共同イベントの開催や三つの産地が一体となって、市場開拓や新商品の開発などの活動を展開していく予定であります。

次に、学校教育についてでございますが、今年度から実施しておりますスクールソーシャルワーカー配置事業についてのご報告をさせていただきます。

児童生徒のいじめや不登校、暴力行為、非行といった問題行動や家庭環境における問題等の解決に向け、学校と家庭、関係機関などをつなぎ、児童生徒を支援することを目的として、今年度から市内小中学校17校に対し3名のソーシャルスクールワーカーを派遣をしております。

取り組みの内容としては、スクールソーシャルワーカーが各学校に月2回程度訪問し、学校や家庭生活において悩みを持つ児童生徒に対して、本人やその保護者との面談を実施するとともに、問題内容によっては家庭訪問を実施したり、児童相談所などの関係機関との連携を図りながら、問題解決に取り組んでおります。現在まで、スクールソーシャルワーカーが対応した相談件数は1,477件であり、内容としては、不登校や家庭環境における問題などが多い状況でございます。

このように児童生徒が抱える問題が多様化・複雑化してきており、問題の内容によっては、教職員やスクールカウンセラーだけでは対応しきれないものがふえております。さまざまな悩みを抱える児童生徒一人一人にしっかりと対応するため、幼小中学校を通じた継続的な支援や問題行動に対し、適切な支援や指導を行える人材の確保、スクールソーシャルワーカーの資質の向上などの取り組みを進め、現体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、ことしで11回目の迎えるかさま陶芸の里ハーフマラソン大会がありますが、今月18日に笠間芸術の森を会場に開催をいたします。既に、出場選手の申し込みは終了しており、エントリー数は全体で5,250人となっております。昨年よりも約300人ほど少ない状況でございます。

この大会は3年連続で全国ランニング大会100選に選ばれており、毎年楽しみにしている方も多いおります。選手の皆さん気が持ちよく、そして楽しく走っていただけるよう大会を盛り上げていく予定でございます。

なお、大会当日は、芸術の森公園を中心に笠間市街地から友部駅北地区までが時間帯によって全面通行止めとなりますので、地域の皆様には十分な配慮を心がけたいと思います。

次に、提出議案等についてご説明を申し上げます。

今回の提出議案は、法令に基づく報告事項のほか、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについての諮問が4件、笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを初めとする議案が22件です。

また、補正予算の議案につきましては、平成28年度笠間市一般会計補正予算を初めとする9件の補正予算案を上程するものであります。今回の一般会計補正予算についてであります、まず、歳入におきましては、国第2次補正予算に伴い、歳出補正関連の国県支出金や市債などの補正をするものであります。歳出の主なものについて申し上げますと、生活保護対象者の増加による扶助費の増額補正、笠間小原線を初めとする事業の推進を図る道路整備事業、通学路の安全を図るため、標識等を設置する交通安全対策事業、義務教育学校開校に伴う教育情報ネットワークシステムの改修事業などを中心に編成をしているところでございます。その結果、今回の補正予算案の総額は3億4,001万円の増額となり、補正後の一般会計の予算規模は312億3,611万6,000円となります。後ほど詳しくご説明申し上げますので、慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

---

## 開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

## 議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君）　日程について、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、19番市村博之君、20番小薗江一三君を指名いたします。

---

## 会期の決定について

○議長（藤枝 浩君）　日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期日程等につきまして、去る11月24日に議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。ここで、議会運営委員長よりご報告願います。

議会運営委員長石松俊雄君。

〔議会運営委員長　石松俊雄君登壇〕

○議会運営委員長（石松俊雄君）　ただいまの議長の命に従い、議会運営委員会より報告をいたします。

去る11月24日に委員会を開催し、平成28年第4回定例会の会期日程等について協議をしました。

会期につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、本日12月1日から15日までの、15日間とします。

初日の12月1日は、会期の決定、請願・陳情の付託、議案説明を受け、議案の一部について質疑・討論・採決を行います。

2日は議案調査のため休会、5日は議案質疑の後、各常任委員会への付託、6日は、議事整理のため休会、7日と8日に常任委員会を開催、9日は議事整理のため休会とします。

一般質問は12、13、14日の3日間で行い、最終日15日は、各常任委員会に付託された議案等の審査結果の委員長報告を受け、討論、採決で終了となります。

以上、議会運営委員会から報告します。

○議長（藤枝 浩君）　お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月15日までの15日間と

いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から12月15日までの15日間といたします。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、お手元の会期日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

---

### 諸般の報告について

○議長（藤枝 浩君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告が提出されました。本日、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成28年第3回定例会において議決されました、教育予算の拡充を求める意見書につきましては、平成28年9月21日をもって、内閣総理大臣ないし内閣官房長官及び文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛てに送付いたしましたので、報告いたします。

---

### 請願陳情について

○議長（藤枝 浩君） 日程第4、請願陳情についてを議題といたします。

本定例会に提出されました請願陳情につきましては、文書表を付してその写しをお手元に配付いたしております。この請願陳情につきましては、請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

---

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求ることについて

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求ることについて

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求ることについて

諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求ることについて

○議長（藤枝 浩君） 日程第5、諮問第4号ないし諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求ることについての4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第4号から第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求ることについては関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は市町村長が議会の意見を聞いて法務大臣に候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名の方々が人権擁護委員として活動されております。

本諮問は4名の人権擁護委員が平成29年3月31日をもって任期満了となりますので、平成23年4月から活動されている多川伸子氏、平成26年4月から活動されている中村章一氏、仲村春美氏及び菅谷光男氏を再度推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号ないし諮問第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、直ちに討論採決することに決しました。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、諮問第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） ご異議と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### 議案第98号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第6、議案第98号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第98号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年人事院勧告及び茨城県人事院勧告を尊重し、職員の給与を改定するため所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 議案第98号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告において、給料表、期末勤勉手当の引き上げ、扶養手当の見直しが勧告されたため、一般職及び特別職の職員の給与改定を行うものであります。

議案書の新旧対照表にてご説明いたします。

33ページお開きください。

給与条例第2条は、文言の修正及び第8号に給与天引きするものとして確定拠出年金の掛金を追加するもので、これは制度改正に伴うものであります。また、第3条から次ページの第20条までは文言、項ずれの修正であります。

次に、35ページをお開きください。

第21条第2項において、平成28年12月支給期の期末手当の支給割合を0.1月引き上げるものでございます。一般の職員につきましては、現行の100分の80を100分の90へ、課長級以上の職員である特定幹部職員につきましては、100分の100を100分の110へ、再任用の職員のうち一般の職員につきましては、100分の37.5を100分の42.5へ、再任用職員のうち特定幹部職員につきましては、100分の47.5を100分の52.5へ引き上げるものでございます。

付則第15項は、勤勉手当の支給総額から減ずる率の改正であります。

以降、36ページから65ページまで国同様に給料表の額の改定であります。

次に、66ページお開きください。

66ページから68ページにつきましては、扶養手当を見直すものでございます。

第11条第2項においては、国同様に文言の改正、第3項は支給額の見直しで、配偶者の1万3,000円を6,500円に引き下げ、この6,500円を1万円に引き上げるものであります。付則で経過措置を規定しており、平成30年4月1日からの適用となります。

第11条につきましては、扶養手当の見直しに伴った届出の手続の改正でございます。

次に、68ページお開きください。

一番下の第21条第2項において、平成28年12月支給期の支給割合を、100分の80を0.1か月引き上げ、100分の90とした期末手当につきまして、人事院勧告に従い、平成29年度以降、6月支給期と12月支給期に均等に配分するため、100分の90を100分の85に引き下げるものでございます。

付則第15項も同様でございます。

70ページから73ページにつきましては、一般職と同様に特別職及び任期付職員の平成28年12月支給期の期末手当を引き上げ、平成29年度以降の配分をし直しするものでございます。なお、任期付職員につきましては、72ページにおいて、第7条の表のとおり国同様、給料表の引き上げを行っております。

74ページにおいては、放射線取扱手当について、国の支給額を踏まえた所要の改正でございます。

75ページにおいては、旅費の条例の文言を修正しております。

ページ戻りまして、29ページお開きください。

付則でございますが、第1項から第3項において、法案の施行日、適用日を定めております。給料表の引き上げにつきましては、平成28年4月1日からの適用となります。平成28年12月支給期の勤勉手当の引き上げにつきましては、平成28年12月1日から適用いたします。平成29年度以降の期末手当の配分のし直し、扶養手当の見直しにつきましては、平成29年4月1日から施行いたします。

付則第4号につきましては、改正前の規定により支払われた給与を、改正後の規定により支払われる給与の内払いとするものであります。

付則第5号につきましては、扶養手当の見直しに伴った経過措置を国同様に規定するものであります。

以上で議案98号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第99号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第7、議案第99号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第99号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は地方税法等の一部を改正する等の法律等の交付に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畠正志君。

○総務部長（塩畠正志君） 議案第99号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度税制改正に基づく地方税法等の一部を改正する等の法律など、及び去る11月28日に公布されました消費税の実施時期の変更に関する法律であります社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律に基づく改正となります。

主な改正内容につきましては、固定資産税の特例措置、わがまち特例の追加導入、個人市民税のスイッチOTC薬控除の創設、軽自動車税のグリーン化特例の延長及び環境性能割の導入、その他、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、今回の改正内容を笠間市税条例新旧対照表によりご説明をいたします。

18ページをお開きください。

地方税法等の一部を改正する等の法律などに基づく改正でございます。

18ページから26ページの19条から第50条までにつきましては、個人市民税及び法人市民税について、国税における延滞税の計算期間の見直しに準じて所要の改正を行うものでございます。

26ページをお開きください。

付則第6条につきましては、セルフメディケーション推進のための個人市民税の医療費控除の特例でありますスイッチOTC薬控除の創設に関する所要の改正を行うものでございます。

付則第10条の2につきましては、第5号から第9号において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長するものでございます。

27ページをごらんください。

付則第16条につきましては、軽自動車税グリーン化特例の1年延長に関する所要の改正でございます。

29ページをお開きください。

29ページから38ページまでの付則第20条の2及び第20条の3につきましては、日本と台湾における日台租税取り決めに基づく租税条約に相当する枠組みの構築に関し、所要の措置を講ずるための改正でございます。

39ページをお開きください。

39ページから53ページまでの第18条の3から付則第16条までにつきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律に基づく改正でございますが、先般公布されました社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、実施時期が変更された部分等に関連する改正でございます。主には、軽自動車税の環境性能割の導入及びその導入に伴いまして、現行の軽自動車税は「軽自動車税種別割」と名称が変更になるため、所要の改正を行うものでございます。

そのほかとしましては、40ページをお開きください。

第34条の4につきましては、法人税割の税率を100分の8.4に改めるものでございます。

50ページをお開きください。

付則第7条の3の2につきましては、住宅借入金等特別税額控除適用期限の2年半延長に関する所要の改正でございます。

54ページをお開きください。

平成26年に定めました税条例の一部を改正する条例付則第6条につきまして、これらの軽自動車税に関する改正に伴う文言の整理でございます。

56ページをお開きください。

平成27年に定めました税条例の一部を改正する条例付則第5条につきまして、延滞金の計算期間の見直しに伴う所要の改正でございます。

ページを戻っていただきまして、15ページをお開きください。

付則第1条につきましては、施行期日について定めるものでございます。

16ページをお開きください。

16ページ及び17ページの第2条から第4条につきましては、経過措置について定めるものでございます。

以上で議案第99号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第100号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第8、議案第100号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第100号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市消費生活センターの移転に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 議案第100号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、消費生活センターの位置を、現在の笠間市立友部公民館内から、来年1月29日開館予定の笠間市地域交流センターともべ内へ移転するため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、最後のページをごらんください。

第2条の消費生活センターの位置を笠間市中央3丁目3番6号から、笠間市友部駅前1番10号に改めるものでございます。

ページを1枚戻していただきまして、付則でありますが、この条例は笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の施行の日から施行するとしております。

以上で議案第100号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第101号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第9、議案第101号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第101号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の制定及び関係法令の見直しに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 議案第101号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の制定及び関係法令の見直しに伴い、戸籍等の手数料免除に関し、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

笠間市手数料条例第5条第3項は、法令により手数料を免除することができる申請について規定しております。

中段の第6号、国家公務員共済組合法の規定は、法律の引用条番号の繰り上げに伴う改正でございます。

次に、第19号につきましては、法律の題名変更に伴う改正でございます。

2ページから3ページにまたがる右側、現行の欄の第21、22、24、及び25号につきましては、国別に制定されておりました社会保障関連の法律が同じ趣旨の法律の施行とともに廃止されておりますので、各号を削るものでございます。

次に、3ページをごらんください。

左側、改正案のように、第24号として先ほど説明いたしました社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律を、第25号として特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法を、そして、第26号として国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律をそれぞれ加えるものでございます。なお、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律は、国外での犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族等に対し、国が弔慰金を支給することを定めたものであります。その手続で使用する戸籍について、無料で交付することができるとした内容でございます。

ページを戻していただきまして、1ページをごらんください。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第101号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第102号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第10、議案第102号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する

条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第102号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間小児童クラブ室の建設に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 議案第102号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

新旧対照表をごらんいただきます。

この条例は、旧笠間幼稚園跡地に新たに笠間小児童クラブを開設するに当たり、2689番地1、笠間小学校内を2671番地に改めるものでございます。

ページを1枚返していただきまして、付則によりまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第102号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第103号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第11、議案第103号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第103号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は地方税法施行令等の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 議案第103号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は地方税法施行令等の改正に伴い、所要の改正をするものであります。一つ目は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の付則を改

正するものでございます。

内容としましては、新旧対照表4ページから5ページ、最初に、付則第6項の関係で、上場株式等にかかる配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されることに伴う規定の整備を行うものです。

次に、付則第9項及び第10項関係で、株式等にかかる譲渡所得等が一般株式等と上場株式等に分かれることに伴う規定の整備を行うものですが、なお、付則第10項につきましては、改正前の付則10項を削除し、上場株式等にかかる譲渡所得にかかる国民健康保険税の課税の特例を新設するものでございます。

次に、5ページから9ページにまたがりますが、第11項、第12項、第14項、第18項の細目を条例から削除するものでございます。その他、付則第6項及び第15項は文言の整理となります。

二つ目は、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたに伴い、本条令の付則を改正するものです。内容としましては、市民税で分離課税とされる特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるための規定の整備を行うものでございます。

6ページ、7ページ、7ページから8ページとまたがりますが、付則第13項（特例適用利子等にかかる国民健康保険税の課税の特例）と、付則第14項（特例適用配当等にかかる国民健康保険税の課税の特例）の項目の追加となります。

付則に関しましては、この条例は公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第104号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第12、議案第104号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第104号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、北山公園の再整備に伴い、オートキャンプ場及びバーベキュー場の使用料を定めるため所要の改正をするものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします

す。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 議案第104号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

北山公園の全ての施設、設備はこれまで無料でご利用いただいておりますが、現在施工しております北山公園の再整備工事により、新たに設置するオートキャンプ場及びバーベキュー場につきましては、受益者負担の公平性を考慮した結果、有料施設と定め、使用料を徴収することといたしましたので、所要の改正をするものでございます。なお、使用料は、本市の使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づき設定をいたしました。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

6ページをお開き願います。

現行の第3条から第9条までを次のように改めるものでございます。第3条は公園の施設について、第4条では公園の有料施設としてオートキャンプ場とバーベキュー場を定めております。第5条は施設の使用日及び使用時間について、7ページ下段となりますが、第6条は使用者の義務について定めております。

8ページをお開き願います。

第7条は使用の制限等について、第8条は使用の許可について、第9条は許可の取り消し等についてを定めております。

9ページ中段の第10条から第15条までを追加といたします。第10条は有料施設の使用料でございますが、オートキャンプ場は1区画1泊当たり3,240円、バーベキュー場は1棟5時間当たり1,620円、第2項では減免に対する規定等を設けております。第11条は使用者の原状回復について。

10ページをお開き願います。

第12条は使用の件の譲渡等の禁止について、それと第13条から11ページの第15条までは、指定管理者による管理、業務の範囲、利用料金の徴収など、指定管理者が行う業務について定めております。

以上の六つの条文を追加したことによりまして、現行の第10条の委任が第16条に繰り下がり、第2項に遺失利益に対する損害賠償に関する事項を追加しております。また、現行の第6条関係で定めておりました別表を削除いたします。

5ページにお戻り願います。

この条例の付則といたしまして、第1項ではこの条例の施行期日を平成29年4月1日から施行とし、第2項では準備行為といたしまして、使用の許可及び指定管理者の指定に関する必要な手続、その他の行為について、この条例の施行前においても行うことができるとしております。

以上で議案第104号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ

いての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

---

議案第105号 笠間市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第13、議案第105号 笠間市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第105号 笠間市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、義務教育学校の設置に伴い、関連する条例について所要の改正をするものであります。

内容につきましては、教育次長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 議案第105号 笠間市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、来年4月開校予定の笠間市立みなみ学園義務教育学校を設置することに伴い、改正の必要が生じた六つの条例について一括して行うもので、第1条から第6条による改正規定としています。詳細につきましては、それぞれの一部改正条例ごとに新旧対照表によりご説明いたします。

3ページをお開きください。

笠間市立学校の設置に関する条例では、第4条として義務教育学校の名称及び位置を別表第3で定めることを新たに追加いたします。また、別表第1の笠間市立南小学校の項、別表第2の笠間市立南中学校の項を削ることとし、新たに別表3を追加し、義務教育学校の名称を笠間市立みなみ学園義務教育学校に、位置を笠間市南吉原1188番地並びに笠間市北吉原15番地と定めております。

4ページをお開きください。

笠間市学校給食センターの設置及び管理に関する条例では、第2条中、笠間市内小中学

校の次に「及び義務教育学校」を追加するものでございます。

5 ページをごらんください。

笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例では、第4条の対象児童につきまして、第1項中、小学校の次に「または義務教育学校前期課程」を追加し、「就学」を「在籍」に改めております。別表1の南小児童クラブの項中、名称については、南小児童クラブをみなみ学園児童クラブに、位置は南小学校をみなみ学園義務教育学校に改めるものでございます。

6 ページをお開きください。

笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例につきましては、別表の住宅地区の項及び業務地区の項中、中学校の次に「義務教育学校」を加えるものでございます。

7 ページをごらんください。

笠間市暴力団排除条例につきましては、第11条、青少年に対する教育等で、第1項中（学校教育法第1条に規定する中学校を言う）の次に、「及び義務教育学校後期課程（学校教育法第49条の5に規定する後期課程を言う）」を追加しております。

8 ページをお開きください。

笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、第5条の放課後児童健全育成事業の一般原則では、第1項中、小学校の次に「または義務教育学校前期課程」を追加し、「就学」を「在籍」に改めております。

第18条の開所時間及び日数では、第1項各号及び第2項中、小学校の次に「または義務教育学校」を追加しております。

2 ページにお戻りいただきまして、付則の内容としましては、施行期日は平成29年4月1日から施行するものとし、準備行為として笠間市立みなみ学園義務教育学校の入学手続、その他入学のために必要な行為が施行日前であっても行うことができることを定めております。

以上で議案第105号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第106号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）

議案第107号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森スカイロッジ）

議案第108号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）

議案第109号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）

○議長（藤枝 浩君） 日程第14、議案第106号ないし議案第109号 指定管理者の指定に

についての4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第106号から第109号、指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市いこいの家「はなさか」、あたご天狗の森スカイロッジ、あたごフォレストハウス、あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージにおける、それぞれの指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 議案第106号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）についてご説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市いこいの家「はなさか」、指定管理者となる団体の住所及び名称は、埼玉県さいたま市桜区田島9丁目31番1号、株式会社セイウン、代表取締役黒川晴予であり、指定の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5か年でございます。

今回の指定につきましては、笠間市の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、去る10月11日に選定審議会が開催され、審議の結果、提案された事業計画書が施設の設置目的に合致し、地域福祉の向上及び施設管理に安定して行う能力を有しております、ほか類似施設の管理運営の実績及び利用者増に向けた事業計画を総合的に評価し、株式会社セイウンが適当と判断されたことから指定するものでございます。

以上で議案第106号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 議案第107号、第108号及び第109号の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

指定管理者に指定を行わせようとする公の施設の名称は、議案第107号はあたご天狗の森スカイロッジ、議案第108号はあたごフォレストハウス、議案第109号はあたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージでございます。

次に、指定管理者となる団体の住所及び名称は、笠間市笠間1357番地-1、一般社団法人笠間観光協会、会長本間 敬、指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31までの5か年でございます。

今回の指定につきましては、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、去る10月11日に指定管理者選定審議会が開催され、審議の結果、提案され

た事業計画が施設の設置目的に合致し、市民サービスの向上及び施設の管理運営体制が安定的・継続的に確保できることから、一般社団法人笠間観光協会が適当であると判断され、指定するものでございます。

以上で、議案第107号、第108号及び第109号の指定管理者の指定について説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第110号 工事請負契約の締結について（岩間地区地域交流センター新築工事）

○議長（藤枝 浩君） 日程第15、議案第110号 工事請負契約の締結について（岩間地区地域交流センター新築工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第110号 工事請負契約の締結について（岩間地区地域交流センター新築工事）の提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 議案第110号 工事請負契約の締結について（岩間地区地域交流センター新築工事）、ご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、岩間地区地域交流センター新築工事でございます。

工事の概要としましては、市民活動や健康増進、観光客との交流を推進する拠点として、木造平屋建て、延べ床面積947.18平方メートルの地域交流センターを建設するものでございます。

次に、契約についてでございますが、10月7日に条件付き一般競争入札を行った結果、落札者と10月17日に仮契約を締結したところでございます。

契約の金額は4億9,896万円、うち消費税が3,696万円でございます。

契約の相手方は水戸市千波町1905番地、昭和・柴山特定建設工事共同企業体でございます。

以上で議案第110号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

- 議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）  
議案第112号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第113号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第114号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第115号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第116号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第117号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）  
議案第118号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第119号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（藤枝 浩君） 日程第16、議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）ないし議案第119号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）までの9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）から、議案第119号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

これらの議案は平成28年度の補正予算であり、一般会計のほか、特別会計5会計及び企業会計3会計について補正をするものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畠正志君。

○総務部長（塩畠正志君） 議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,001万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ312億3,611万6,000円とするものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費でございますが、笠間稲荷周辺まちづくり拠点整備事業を翌年度に繰り越すものでございます。

9ページをごらんください。

第3表債務負担行為補正でございますが、広報かさま記事デザイン業務委託及び、二つ飛びまして、友部小児童クラブ運営業務委託以下の7事業につきましては、来年度当初か

ら事業を実施するため、本年度中に契約事務を進める必要があることから、また、上から2項目及び3項目目の地域交流センターともべ防犯カメラ管理業務委託及び地域交流センターともべ指定管理料は、来年1月の地域交流センターともべの開館に伴い、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

10ページをお開きください。

第4表地方債補正でございますが、地域交流センター整備事業債ほか9事業につきまして、起債対象事業費の補正により変更するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明をいたします。

14ページをお開きください。

まず、歳入につきましてご説明を申し上げます。

第1款市税、第1項市民税、1目個人分で、個人所得税所得割5,000万円の増は、所得割の増額見込みにより補正するものでございます。また、2項1目固定資産税で、固定資産税現年課税分1億7,000万円の増でございますが、太陽光発電設備等の課税客体の増加等により土地及び償却資産を増額補正するものでございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金4,348万円の増は、4節生活保護費負担金3,880万4,000円が主なものでございます。

15ページをごらんください。

第2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、1億932万7,000円の増でございますが、国の第2次補正予算に伴う社会資本整備総合交付金等の追加交付により増額するものでございます。

16ページをお開きください。

第15款県支出金、第2項県補助金、4目農林水産業費県補助金1,706万4,000円の増は、経営体育成支援事業補助金2,135万円の増が主なもので、この補助金は農業法人に対する10分の10の県補助で、同額を歳出に計上しております。

17ページをごらんください。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の1億5,014万4,000円の減は、市税の増額などにより一般財源額を確保できる見込みとなったことから、予定していた財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

まず、今回の補正では、歳出項目全般にわたり人件費に係る補正をしております。これらは主に人事院勧告に伴う補正をしたものでございます。

26ページをお開きください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、15節工事請負費1,983万8,000円の減は、笠間小学校児童クラブ建設に伴います笠間幼稚園撤去工事の事業費確定による減額が主なものでございます。また、19節負担金補助及び交付金1,595万6,000円の減は、

当初上から4項目目の県の安心こども基金小規模保育整備事業費補助金を活用した事業を市内の2事業者が予定しておりましたが、そのうちの1事業者が事業内容を変更し、その一つ上の項目の安心こども基金認定こども園整備事業費補助金により事業を進めることになったため、補助メニューを組みかえすることによる予算の増減が主なものでございます。

31ページをお開きください。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、2目道路維持費でございますが、13節委託料2,060万円の増は、国の第2次補正予算に伴う国庫支出金の追加交付により橋りょう定期点検委託料を増額するものでございます。15節工事請負費2,170万円は傷んでいる道路等の修繕工事をするものでございます。また、4目幹線道路整備費1億7,652万円の増、5目狭あい道路整備等整備促進費3,700万円の増は、ともに国の第2次補正予算に伴う国庫支出金の追加交付によりそれぞれ事業費を増額するものでございます。第4項都市計画費、1目都市計画総務費2,485万1,000円の増額でございますが、ページをめくっていただきまして、15節工事請負費で、旧井筒屋耐震補強改修工事の増額が主なものでございます。3目公共下水道費7,043万5,000円の減でございますが、公共下水道特別会計予算の補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

34ページをお開きください。

第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費1,254万1,000円の増は、11節需用費におきまして各小学校の修繕料877万7,000円が主なものでございます。

以上で平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 議案第112号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,768万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億7,662万円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

まず、7ページをお開き願います。

歳入につきましては、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金4,768万1,000円の増のうち、療養給付費負担金6,515万円の増は、歳入では前期高齢者交付金の減によるもの、また、歳出では高額療養費の増によるものでございます。高額納付金負担金2,142万6,000円の減は、歳出の介護納付金の額の決定によるものでございます。後期高齢者医療費支援金負担金395万7,000円の増は、歳出の後期高齢者支援金の額の確定によるものでございます。

3款2項国庫補助金、1目財政調整交付金及び6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金の増は、国庫負担金と同様の理由によるものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金1,912万3,000円の増は前年度清算による追加交付による

ものでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金1億4,330万5,000円の減は額の決定によるものでございます。

8ページをお開き願います。

10款1項1目繰越金の1億3,045万7,000円の増は前年度からの繰越金によるものでございます。

次に、9ページをごらんください。

歳出につきましては、2款保険給付費、2項高額療養費諸費、1目一般費保険者高額療養費6,000万の増は、1人当たりの高額療養費の増によるものでございます。

3款後期高齢者支援金、4款前期高齢者納付金等、5款介護給付につきましては、それぞれ額の決定によるものでございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金3,098万9,000円の増は、前年度清算によるものでございます。国・県補助金の償還金でございます。

以上で議案第112号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 議案第113号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,642万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億8,091万9,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。。

7ページをお開きいただきます。

歳入の主なものですか、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金の325万円の増額補正は、介護及び介護給付費に要する法定割合による国の負担金を収入するものでございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金の504万円の補正は、現年度分の介護及び予防給付費に要する支払基金からの法定割合による交付金増によるものでございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費交付金の260万円の歳入増でございますが、現年度分の介護及び予防給付費に要します県負担金の負担割合増によるものでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金の225万円の増額補正は、現年度分の介護及び予防給付費に要する法定の市負担分の増でございます。同じく、4目その他一般会計繰入金、2節準備費繰入金の205万円の繰り入れは、介護保険運営事業や認定調査事務等への一般会計からの繰り入れでございます。

9ページ、歳出の主なものですか、2款保険給付費、2項介護予防サービス等

諸費、1目介護予防サービスの給付費の1,000万円は、要支援1・2の認定者を対象とした居宅系サービスに係る給付で、実績見合いで今後も増加することが見込まれるため、増額補正をするものでございます。

10ページをお開きいただきます。

次に、同じく3目地域密着型介護予防サービス給付費の100万円は、要支援1・2の認定者を対象とした地域密着型サービスの利用に係る給付で、利用者の増が見込まれることから増額補正をするものでございます。

次に、2款保険給付費、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護予防サービス費の700万円は、低所得者が介護施設を利用した場合に、所得に応じ、食費、居住費の負担を軽減する費用で、利用者がふえることにより市負担がふえることから増額補正をするものでございます。

11ページでございますが、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金の425万6,000円の減額補正は、介護給付費及び地域支援事業費の増による一定割合の補填のため、基金積立金の一部を減額するものでございます。

以上で議案第113号の説明を終わります。

続きまして、議案第114号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,987万7,000円とするものでございます。歳入歳出予算の内容につきましては事項別明細書によりご説明を申し上げます。

7ページの歳入でございますが、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、人事院勧告に伴います人件費の増額分5万円の繰り入れでございます。

次に、8ページの歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費は、一般会計から繰り入れしました5万円を人事院勧告による勤勉手当の増分として補正するものでございます。

以上で議案第114号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長鯉渕賢治君。

○上下水道部長（鯉渕賢治君） 議案第115号及び議案第116号について。

初めに、議案第115号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをごらん願います。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算をそれぞれ6,902万5,000円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ27億4,418万8,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

継続費の補正であります。長寿命化計画推進事業の下市毛ポンプ場1期工事の総額を6

億8,790万円から5億4,030万円に減額し、さらに契約期間を2年から3年に延長するもので、工事の内容と契約額の確定によるものでございます。

6ページをお開きください。

債務負担行為の設定でございます。下水道事業の企業会計移行に伴いますシステム構築業務委託に533万円、及び処理場からの汚泥運搬業務委託に970万円でございます。

7ページをお開きください。

地方債の補正でございます。起債の限度額を5億6,190万円から5億4,220万円とするものであります。

次に、歳入歳出の主な内容につきまして事項別明細書でご説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

歳入の1款分担金及び負担金、2項負担金、1目受益者負担金4,226万4,000円の増は受益者負担金の納期前納付がふえたことによるものでございます。

3款国庫支出金から11ページの9款市債までの収入減につきましては、いずれも事業量の決定によるものでございます。

12ページをお開きください。

1款下水道費、1項1目下水道総務費の主なものとして、18節備品購入費109万9,000円は公用車の購入費用です。25節積立金1,735万3,000円は留保金として下水道事業基金へ積み立てるものです。27節公課費5,041万5,000円の減は消費税の確定申告によるものです。2目下水道管理費の主なものとして、13節委託料3,971万円の減は日本下水道事業団に委託しております長寿命化計画推進事業費の確定によるものです。

次に、2項下水道建設費、1目下水道建設事業費の主なものとして、8節報償費307万9,000円は受益者負担金の納期前納付の増によるものでございます。

以上で議案第115号の説明を終わります。

続きまして、議案第116号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをごらん願います。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算をそれぞれ255万2,000円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ6億6,620万円とするものであります。

5ページをお開きください。

債務負担行為の設定でございます。排水処理施設の維持管理委託費の限度額を1億4,580万円、3年間の長期継続契約を予定しております。

歳入歳出の主なものについて、事項別明細書でご説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入の6款繰入金、1項1目一般会計繰入金234万4,000円の減は事業費の確定によるものです。

続いて、9ページの歳出の主なものとして、1款農業集落排水事業費、1項1目農業集落排水施設管理費中、27節公課費291万8,000円の減は消費税の確定申告によるものです。

以上で議案第116号の説明を終了させていただきます。

○議長（藤枝 浩君） 市立病院事務局長友水邦彦君。

○市立病院事務局長（友水邦彦君） 議案第117号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

1ページになります。

第2条の収益的収入及び支出の予定額の補正でございますが、支出のみの補正であります。

第1款病院事業費用、1項医業費用の給与費内の増減によるところでありますと、補正予定額としての増減はございません。

次に、第3条の資本的収入及び支出の予定額の補正でございますが、収入の第1款資本的収入の総額に851万7,000円を追加し、7億4,929万8,000円に、また、支出の第1款資本的支出の総額に903万2,000円を追加し、7億5,472万6,000円とするものであります。あわせまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及び過年度分損益勘定留保資金の額をそれぞれ542万8,000円に改めるものでございます。

2ページになります。

第4条の継続費の補正でございますが、表の補正後の欄をごらんください。事業名を笠間地域医療センターかさま建設工事に改め、総額を19億328万9,000円とするものでございます。

第5条は他会計からの補助金の補正でございます。

次に、9ページになります。

補正予算に関する説明書により歳入歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

1の収益的収入及び支出でございますが、今回の補正は支出のみの補正でございまして、給与改定などに伴う補正でございます。

第1款病院事業費用、1項1目の給与費内の増減となっており、補正予定額の増減はございません。

10ページになります。

2の資本的収入及び支出でございますが、今回の補正は地域医療センターかさまの建設に伴う補正が主なものでございます。

初めに、収入でございますが、第1款1項1目企業債160万円の減は、建設に關しまして県の補助金が確定になったため、財源を組みかえるものでございます。2項1目の出資金1万5,000円の減は、建設に關する財源の組みかえによる減及び医療機器更新に伴う出資金の増でございます。3項1目の負担金241万9,000円の増は、行政棟部分の建設工事負担金でございます。4項1目の補助金771万3,000円の増は回復期病床整備促進事業の補助金で

ございます。

11ページになります。

次に、支出でございますが、第1款1項1目の建設改良費806万1,000円の増は建設に伴う補正でございまして、主なものはセンター内の家具工事などでございます。3目の医療機器購入費の97万1,000円の増は、エックス線、CT装置、画像機器の更新によるものでございます。

以上で議案第117号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長鯉渕賢治君。

○上下水道部長（鯉渕賢治君） 議案第118号及び議案第119号について。

初めに、議案第118号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらん願います。

第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量を補正するもので、建設改良事業における事務費を13万1,000円増額し934万2,000円に、建設改良費を3,996万円減額し3億3,949万1,000円とするものでございます。

第3条は収益的支出の補正でございます。支出の1款水道事業費用、1項営業費用を186万4,000円増額し、水道事業費用の予定額を18億4,526万3,000円とするものでございます。

第4条は資本的支出の補正でございます。予算第4条、本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億9,112万1,000円」は、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,605万1,000円、過年度分損益勘定留保資金5億6,507万円で補填するものとする」に改めます。

ページを返していただきまして、2ページをお開きください。

支出の1款資本的支出、1項建設改良費を3,982万9,000円減額し、資本的支出の予定額を6億8,086万5,000円とするものでございます。

第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。職員給与費を197万4,000円減額し、1億1,478万5,000円とするものでございます。

主な内容につきまして、補正予算明細書によりご説明を申し上げますので、9ページをお開きください。

収益的支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費中、17節委託料216万円の減は、宍戸浄水場の導水管布設がえ工事の変更によるものです。

続いて、20節修繕費131万円は宍戸浄水場の設備修繕工事による増額でございます。次に、2目配水及び給水費中、17節委託料200万円の減は量水器交換業務の契約差金でございます。続いて20節修繕費650万円は安居配水場の設備修繕工事による増額でございます。次に、5目総係費178万6,000円減の主なものは、6節の法定福利費の確定によるものでございます。

ページを返していただきまして、10ページをごらんください。

資本的支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設改良費の3,996万円の減は改良工事の事業量減によるものでございます。

以上で議案第118号の説明を終わります。

次に、議案第119号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条は総則でございます。

第2条は収益的支出の補正でございます。支出の1款工業用水道事業費用、1項営業費用を10万円増額し、工業用水道事業費用の予定額を2,958万5,000円とするものでございます。

第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。職員給与費を10万円増額し、935万6,000円に補正するものでございます。

主な内容につきまして、補正予算明細書によりご説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

収益的支出でございます。支出の1款工業用水道事業費用、1項営業費用、2目総係費10万円の増は、人事院勧告に伴う手当等の確定によるものでございます。

以上で議案第119号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 散会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月5日に開きますのでご参考願います。

大変ご苦労さまでした。

午後零時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤枝 浩

署名議員 市村博之

署名議員 小薗江一三